平成 20 年度　第１回　金沢市都市景観審議会

日　時　平成20年10月15日（水）　14：00～16：00

場　所　金沢市役所７階　全員協議会室

１．開会

２．局長あいさつ

３．会長あいさつ

４．議事

（澁谷会長）　それでは、これより会議に入らせていただきます。なお、本日の終了予定時間は午後４時ごろになっておりますが、できれば３時半ぐらいに終わればいいかなと思っております。

まず最初に、今回は委員改選後初めての審議会の開催となりますので、確認の意味も込めまして、引き続き山岸委員と水野委員に副会長をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（拍手）

ありがとうございました。

それでは、引き続き、山岸委員と水野委員に審議会の副会長をお願いいたします。よろしくどうぞ。

それでは、次にお手元の次第に従いまして、まず専門部会報告に関して各部会からご報告を受けたいと思います。この専門部会報告事項に関するご質問、ご意見につきましてはひとわたりの報告終了後に一括してお受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに建物部会からの報告ですが、事務局から説明をお願いします。

（１）建物部会報告

（事務局）　建物部会担当の景観政策課の新保といいます。よろしくお願いいたします。平成20年度上期としまして建物部会において審議しました内容を資料１に基づきご報告いたします。

今年度４月以降の建物部会の開催回数は２回であり、審議報告した案件は、伝統環境保存区域内での計画が２件、近代的都市景観創出区域内での計画が５件ありました。景観条例指定区域外での計画はありませんでした。本日はそのうちの２件の審議内容についてご報告いたします。報告いたします物件はともに都心軸の国道157号線に面する建物です。

お手元の資料をご覧ください。資料には敷地や建物概要、付近見取図、パースなどを付けてあります。２点ほど訂正があります。資料番号１－１、ページ数１の計画地ですが、青い丸をしてある所が計画地になります。少しずれております。ご訂正ください。それから、４ページの方です。こちらの方で近代的都市景観「保存区域」となっていますが、こちらの方は「創出区域」の誤りです。訂正の方をお願いいたします。

それでは、その資料と併せてスクリーンにてご説明いたします。

まず、資料番号１－１について審議した内容をご報告いたします。尾山町地内における店舗・事務所等、複合施設の新築計画です。

この計画は国道157号線に面し、やや武蔵が辻寄りで、景観条例で指定する近代的都市景観創出区域内であり、高さ基準が45m以下に設定されている区域です。付近見取図に計画地とあるのがご報告いたします物件の位置です。

ここの区域は武蔵～香林坊区域です。都心軸にふさわしいすっきりとした街並みとしての景観形成を図る区域として位置づけられています。計画建物は鉄骨11階建て、高さ45mです。今回の計画は高さ45mと基準値内ではあるものの、隣接する既存建築物が約31mという中で都心軸の街並みとして都市景観の形成に少なからず影響を及ぼすと考えられるため、当部会での審議をいたしました。

これは計画地の周辺から撮影した敷地の状況です。こちらは東側の道路の北側方向を見た様子になります。続いて、こちらは東側道路から南方向を見た様子になります。

これは計画建物の西側立面図です。11階建てで、高さは塔屋を含み45mとなっており、隣接する建物の高さはこの赤い点線で示される約31mです。続いて、東側立面図です。東側には外部階段および別棟のタワーパーキングが配置されております。

これは審議資料として提出していただきましたシミュレーションですが、国道側からの見え方をイメージした合成写真になります。

次に配置平面計画ですが、西側にテナント店舗、東側にテナント事務所を計画し、駐車スペースはタワーパーキングを含め、すべて西側に配置する計画です。受水槽には、西側道路からの見え方に配慮し、アルミ目隠し壁を設置する計画となっております。

続きまして、２階から11階はすべてテナント事務所の計画になっております。最上階、屋上には屋外設備機器の設置が計画され、外部からの見え方に配慮し、アルミ目隠しルーバーを設置する計画となっております。

続いて、これは別棟のタワーパーキングの立面図になります。

これらの計画を受けて、当部会では周辺からの見え方、それから、外壁の色彩を中心に審議を行いました。周辺からの見え方については、まず東側道路からの見え方としまして、荷捌き駐車スペースやタワーパーキングの全面の床仕上げを歩行空間としてのつながりを意識したタイルなどの仕上げ、色彩での検討、また、植栽帯として中木程度の設置の検討について要望いたしました。

さらに、屋外階段および屋上設備機器の見えがかりに関しては、これまでも当部会として建物との一体感やルーバーの設置などの景観に配慮するよう誘導してきた経緯もありますので、この計画建物においても屋外階段および屋上設備機器については目隠しルーバーやパネルなどで隠すような対策を、国道側だけではなく、周辺からの見え方に配慮した検討を要望いたしました。

もう一点、外壁の色彩に関しては周辺との調和を図るように多少明度を下げて、濃いグレーに近づけるように検討を要望いたしました。

その結果、これらの要望に関して検討を重ねていただき、すべてではないものの、計画に反映していただき、了承いたしました。

続きまして、資料番号１－２について審議した内容をご報告いたします。こちらは香林坊１丁目地内におけるホテル施設の新築計画です。

この計画地は国道157号に面した旧農林中金の建物のある場所で、景観条例で指定する近代的都市景観創出区域であり、高さ基準が45m以下に設定されている区域です。それと同時に香林坊地区まちづくり協定が締結されている区域でもあります。付近見取図に計画地とあるのがご報告いたします物件の位置です。

ここの区域も武蔵～香林坊区域です。都心軸にふさわしいすっきりとした街並みとしての景観形成を図る区域として位置づけられております。計画建物は鉄骨鉄筋コンクリート13階建て、高さ45mです。

今回の計画は先ほどと同様、高さ45mという基準値内ではあるのですが、隣接する既存建築物が約31mという中で都心軸の街並みとしての都市景観の形成に少なからず影響を及ぼすと認められるために当部会での審議を行いました。

これは計画地の周辺から撮影した敷地の状況です。計画地には現在、旧農林中金の建物が残っております。右下の写真は中央公園から見た現況です。

これは計画建物の昼と夜のイメージパースになります。１～２階を吹き抜けた形で歩行空間に開放的なガラス張りの計画となっております。

これは計画建物の西側立面図です。サイン関係は正面左手、玄関の左脇、この位置になるのですが、こちらのサインのみで、高級感の演出および景観に配慮した形で、袖看板の掲出はしないという計画です。

これは南側立面図です。赤い太枠の点線で囲まれている所が隣接建物でほとんど隠れてしまう部分になります。

これは東側立面図です。向かって右側に別棟の立体駐車場があります。薄くピンク色に塗られた所になります。現在、計画敷地の東側には５階建ての石川県教育会館が建っていますが、最上階および３階屋上の機器置き場に関しては外部からの見え方に配慮し、外壁と一体的な目隠し塀を設け、外部階段も腰壁パネルを設置し、景観に配慮した計画となっております。

これは配置兼外構図になります。外壁はまちづくり協定によって歩道境界より２m以上後退が必要になっております。柱型の部分で２m以上が確保されていまして、その前に緑化にも配慮して、プランターを設置する計画になっております。隣接する建物との関係は隣にある赤い点線で示された関係になります。

１階平面図です。１階にはレストランとフロントがあり、左の奥には別棟のタワーパーキングを配置した計画になっております。

２階平面になります。２階部分は大半が吹き抜けで、管理部門と機械室などが配置される計画になっております。３階から最上階の13階まではすべて客室の計画になっています。

３階の屋上に関しては機器置き場については客室や周辺建物からの見え方に配慮し、こちらも目隠し塀の計画がされております。この赤い点線になります。最上階も３階屋上と同様に目隠し塀が計画されております。その目隠し塀の形状はこのような形になります。機器を目隠しするぐらいの高さまで塀を設置する計画です。

こちらの方はライトアップ計画ということで、夜間のイメージパースになります。その照明器具の配置になります。１階部分は人の高さぐらいの柱に照明器具を設置するのと２階、３階の間に柱型を上方にライトアップする計画、それから、最上階の庇形状の裏面を照らす照明の計画になっております。続いて、これがその照度分布になります。最上部の

庇裏の天井面には最大照度600ルクス、平均で310ルクスと非常に明るい計画になっております。

このような計画を踏まえて、当部会では外壁の色彩について、隣接建物とのすき間部分に関しての見え方、それから、夜間景観に関しての周辺からの見え方の３点を中心に審議を行いました。

外壁の色彩については、正面の石張りおよびその他の吹き付け色が周辺との調和を図るように多少明度を下げて、濃いグレーに近づけるように検討を要望いたしました。また、隣接建物とのすき間についてはこの場所に設置されるフェンスや門扉に関し歩行者の目線からの見え方に配慮したもので検討を要望いたしました。

最後に夜間景観についてですが、ライトアップの計画に関して景観アドバイザー制度に基づく照明環境アドバイザーである金谷先生にも参加いただき、専門的な助言を頂きました。その上で長町武家屋敷からの見え方にも配慮し、頂部、庇部の照度をできる限り抑えるように要望いたしました。

その結果、現在も協議は続いていますが、これらの要望に関して検討を重ねていただきまして、すべてを計画に反映する方向で継続審議をしております。以上で、建物部会の報告とさせていただきます。

（澁谷会長）　ご苦労さまでした。それでは、ただいまの報告について、森部会長さん、何か補足などありましたらどうぞ。

（森部会長）　非常に詳細な説明報告があったと思いますので、十分伝わったかと思いますけれども、少し補足しますと、両方とも近代的な都市景観創出区域の157号線に面しているわけです。157号線側の表通り側については非常に皆さん協力的で、事前にしっかりしたものが出てきたと思います。

ここは高さが45mまで取れるものですから、周辺の建物が31mぐらいなわけですけれども、45mということで、上の方がちょっと見えてくるというのが当面の間続くということで、頂部の見え方について幾つか協力いただきました。

それから、どうしてもこういう大型の建物ですと隣の建物との間の所にわずかなすき間空間ができまして、そういう所にどうしても屋外の避難階段とか、割と簡易なものが出てくるということがあります。その辺についても特に頂部の30m以上の所についてはかなり

見えてくるということで、屋外階段についてもパネル等で見え方が十分配慮されるように協力を願うというようなことをやりました。

それから、例えば尾山町の方のビルですと、裏街区の近江町用水側に面してくる関係があります。裏街区は非常にスケールの小さい建物がずっと並んでいるということもありまして、そっちに向かって圧迫感がなるべくないようにしてほしいということで、なかなか高さについてのコントロールが難しいのですけれども、足元周りの塀部とか植栽等について少しでもヒューマンなスケール感が出るように協力を願ったという経緯があります。

それから、もう１件の香林坊１丁目の方ですけれども、これについても中央公園側がどうしても裏というような取り扱いを受けやすい条件下にありまして、なかなかこの辺の指導を協力願うのは難しい点があるのです。タワーパーキングの取り扱いについてもどうしてもこういうものが出てくるという経緯がありまして、その辺はなかなかこの部会の中でコントロールしきれない点ということが感ずるところとしてありました。

ということで、できる範囲で見え方等について、裏についても協力を願ったという経緯があるかと思います。

（２）用水みちすじ部会報告

（事務局）　続きまして、用水みちすじ部会の報告をさせていただきます。景観政策課の杉本と申します。

平成20年度用水みちすじ部会ですけれども、上半期は２回開催されております。その中で審議案件が７件、報告案件が３件ございました。そのうちの２件を本日報告させていただきます。

まず、はじめに大野庄用水整備工事としまして、事業主体は歴史遺産保存部歴史建造物整備課です。対象地としましては片町２丁目地内から芳斉２丁目地内ということですけれども、こちらの方に中央通りがあります。その上に犀川があります。それから、元車の交差点から昭和通り、駅の方に向かっていく通りです。その犀川と昭和通りに挟まれた部分が対象地です。

区域指定の状況としましては、伝統環境保存区域、それから、用水保全条例に基づきます保全指定用水ということで指定がされております。

事業年度としましては、平成18年度から23年度まで。整備の延長としましては1470mで

す。

用水の状況から、用水の環境を保全するゾーン、あるいは環境を新たに創出するゾーンといったことでゾーニングをして、方針立てて整備を進める計画です。

整備内容としましては用水整備ということで、まず必要最小限の護岸の改修、河床洗掘部の補修、防火ピット、魚憩場の整備、それから、安全柵、私道橋高欄の整備ということです。小橋の整備としまして幅の広い私有橋の狭小化、それから、高欄の設置を計画しています。

まず一つのゾーンですけれども、犀川取水口から中央通りまでの間ということで、用水景観創出ゾーンと名付けております。これは整備済みですけれども、今回紹介をさせていただきます。右側の写真で分かるように、老朽護岸の改修、一部発生材による積み直しを行っております。それから、左側の写真ですけれども、用水上の占用物を撤去して整備をしています。

続きまして、中央通りから中央小学校までのゾーンということで、用水環境保全ゾーンということで名付けておりますけれども、武家屋敷界隈を含むゾーンです。写真のとおり古くからの石積みが残っていまして、こういったものを極力残す形で必要最小限の補修にとどめるということで計画をしています。こうしたことが水生生物の生態系を保全することにつながっていくという考えです。

続きまして、中央小学校から昭和大通りの区間ですけれども、こちらは用水環境を新たに創出するゾーンということで、ご覧のとおり、コンクリート護岸とか老朽化の護岸が目立っている区間です。このたび石積み護岸によりまして新たに用水の環境を創出するゾーンということで考えております。

石積み護岸の整備方針ですが、まず可能な限り現況の石積みを保全したいという考えです。やむを得ず改修する部分につきましては胴割石の谷積みで改修をしたいということです。それから、川底は洗掘防止の石張りを発生材を利用して行いたいということです。

続きまして、安全柵の整備方針ということです。こちらの左側の写真ですけれども、聖霊病院前の写真です。歩道沿いは木目調のアルミ柵の四つ目垣風、それから、車道に面する所は駒止石と、この形で昭和60年に整備されていまして、今回はこれ以外の部分につきましてもこの形を踏襲した形で進める計画です。

続きまして、防火ピット、魚憩場ですけれども、水位が下がったときに消防車のホースが投入できる場所、あるいは魚が休める場所を適所に配置する計画となっております。

続きまして、私有橋の現況写真を写していますけれども、用水護岸の整備に合わせまして私有橋についても整備する計画です。必要以上に幅の広いもの、あるいは橋自体を駐車場として利用しているものが見受けられまして、今回、基準に合致した形で整備する計画です。

続きまして、私有橋高欄のデザインの検討ということで、武家屋敷界隈とその他の居住系、住居系では趣を若干変えております。武家屋敷界隈におきましては鉄製の丸パイプの高欄、それから、住宅地におきましてはアルミ製の縦格子の高欄ということで考えております。住宅地におきましては地権者が数種類の中から選定できるように数種類を用意するという計画です。

こういったことを受けまして、部会としての意見としまして、まずそれぞれの私有橋が持つ歴史性について検証し、ストーリーがあるものは残すなど、歴史性を考慮した整備となるよう検討してくださいといった意見が出ました。それから、狭小化する私有橋につきましては各々が持つ風情、ストーリー、情感等々がありますので、そういったものを写真や図面で記録として残すということについても検討してほしいという意見がございました。それから、私有橋権利者が選択する高欄パターンについては格子ピッチが密なものは避けてほしいという意見、それから、私有橋橋面の舗装材につきましては周辺の環境に配慮した計画となるよう検討してくださいといった意見がございました。

続きまして、観音町通り舗装改良工事ということで資料３ページになります。事業主体は土木部の道路管理課です。対象地としましては東山１丁目地内です。浅野川が流れていまして、その向かいにひがし茶屋街があります。その間の観音院に至る参道が今回の対象地です。

区域指定の状況としましては伝統環境保存区域、それから、こまちなみ保存区域になっております。事業年度としましては平成20年度、今現在、施工中です。現況としまして幅員は3.8mから4.5mの細街路です。現況の舗装は脱色アスファルト舗装ということです。

整備の内容としましては、まず延長本線が380m、それに連なる枝道が280mです。

工事の概要としましては、自然石骨材アスファルト舗装を行いたい。それから、プレキャストの消雪の配管は民間施工ですが、これに併せて舗装を行いたいということです。

次に標準断面図を写しています。幅員が約3.8mから4.5mという狭い所ですけれども、既に側溝が両側にあります。道路のセンターに消雪の配管を行いまして、残りを舗装するといった工程になります。

こちらが現況写真です。平成５年に一度整備をされまして、脱色のアスファルト舗装ということで整備されておりますけれども、経年変化といいますか、クラックが入って、見苦しい状態に現在なっておるということです。こういった状況から舗装材の選定に当たりまして、現状は脱色アスファルト舗装ですけれども、今後は、景観性、耐久性、維持管理性についても考慮した上で舗装材を決定していきたいという考えです。

今回、景観性、経済性、耐久性、維持管理性、滑りに対して検討した結果、自然石骨材アスファルト舗装というものを採用したいという考えの計画です。自然石骨材アスファルト舗装と申しますのは、アスファルトに入れる骨材の種石ですけれども、こういった色の付いたものを使うことによりまして、その色で舗装の色を表現するといった種類の舗装になります。

その舗装材の色調としまして、現在、金沢市で自然石骨材アスファルト舗装を行う際に数種類の色が出せるわけですけれども、例えばベージュ系のもの、あるいは少し赤っぽいもの、それから、白っぽい骨材を使ったもの、あるいは緑系の骨材を使ったものという４色の色で表現をしています。観音町通りのイメージを考えましたときに、参道としてのにぎわい、あるいは文化的、歴史的な趣、あるいは落ち着いた茶系の街並み、それから、ひがし茶屋街の錆御影色の石畳といったものを勘案しまして、石畳の連続性もございますので、今回はベージュ系で少し明るくて、暖かみのある色調を採用するという計画です。こちらが整備のイメージになります。

これを踏まえまして、部会の意見としまして計画案につきましてはおおむね了承されました。ただ、プレキャストの消雪の配管につきましてはコンクリートの帯が連続して見えるものではなくて、ノズルのみが地表面に見えるタイプの採用について検討してほしいという意見がございまして、現在そのような形で施工中です。

最後になりますが、お手元の資料の３ページについて訂正をお願いいたします。色調の選定ということで、紅桜という赤系で明るく華やかな色調の所に赤いマーキングがしてありますが、これは私がスライドで説明しましたとおりベージュ系の方のじゃみ石の一番上の部分を採用したということです。すみません。訂正をお願いいたします。

以上で用水みちすじ部会の報告を終わります。

（澁谷会長）　ありがとうございました。それでは、今までの建物部会報告および用水みちすじ部会報告に関するご質問やご意見を一括してお受けしたいと思います。ご意見やご

質問をどなたからでもどうぞ。

（山岸副会長）　用水みちすじ整備事業のところですが、私はこの部会に入っておりますので、ご報告いただいたことは部会でも承知しておるのです。念のために、この用水みちすじは、ここだけに限らないかと思うのですが、文芸とか小説の舞台とか、いろいろ金沢にちなんだ、例えば今ちょっと思い出したのは、倉庫精練が昔あったあの辺は、確か『地上』の舞台、ロケ地になったり、そういうかかわりのある場所が意外にこの用水みちすじにかかわったところに風景として大事な所があるやなきやと。もしそんな文芸とのかかわりで風景が何かあるようなことが分かったら、そこは修景するときも丹念に扱っていただくということが大事かなと思います。

今日ご報告いただいた部分にあるかどうかちょっと分かりませんけれども、大変金沢では文芸小説の舞台等にこういう風景がなっておりますので、ちょっとそんなことを思います。この場所がどれということではないですけれども、よろしくお願いします。

（事務局）　今ほどの山岸委員のお話ですけれども、金沢の例えば坂道の整備で文芸作品の舞台となったものを示す文学記念碑が付けられております。用水にまつわるというものがもし分かれば、そういうものもアピールするようにまた修景の方で考えていくというようなことも今後検討したいと考えております。ありがとうございます。

（森部会長）　今ほどの報告とは直接関係ないのですけれども、この機会なのでということで。今度、片町２丁目の用水上に私有の建築物が出ていたのが整備されたということで非常に良かったなと思っていますし、こういうことがちゃんとできるのだなと思いながら今あらためて見ていたわけです。

それから、具体的な例を出していいのかどうかちょっと気になるところですけれども、柿木畠の教会の横の所に今度ビルの建て替えがありまして、鞍月用水があそこは流れているのです。どうしても用水側というとちゃんと表として取り扱われている所と裏という感覚で割と余分なものが用水側に押し出されてしまう場面があるかなと思っています。特に民有地が割と隣接しているときにどうしても裏として取り扱われる機会があるなと思いますし、既存の用水でもそういう所が結構あると思うのですね。

ということで、その用水に接した所がちょうど建て替えの機会とか何かあったときには、

それをとらえて用水側の整備ができると非常に良くなるのだろうなということを日常的に何度か感じたことがありますので、この機会にちょっと出しておきたいなということです。

（樋口特別委員）　最初の建物部会の事例についてですけれども、これはホテルですので、袖看板が出てこないのですが、袖看板についてはどういうコントロールをしているのかということをお聞きしたいと思います。

もう一点ですが、駐車場の出入り口が１階部分でそのまま入っていくのなら問題ないのですけれども、地下に入っていくのがありまして、それが非常に感じが悪いのですが、これは１階部分にそのまま入っていくということで、それほど問題ないのでしょうか。暗闇の中へぼーんと入っていくようなイメージで、それが町の中を向いていると、よくマンションなどであるのですけれども、その辺の問題はないのだろうかという話です。

それから、もう一つ木目調アルミ製の安全柵ということで色調が出ていましたが、色調よりつやですか、つやがあまりてかてかしていると非常に感じが良くないというところがありますよね。木製をねらっているのだけれども、色はそういう木のような色をしていても、実際はアルミ製で表面がてかてかしているのではないか、その辺は問題ないのだろうかということを感じました。

それから、舗装の色調ですけれども、どういうコンセプトで舗装の色調を考えるかということで、自由にいろいろ考えているような感じがするのです。例えばそこの土の色とか、そこの石の色とか、そういうものをあまり考えないでいいのかという感じがあるのですが、いろいろ色が選べるのであれば、そういうことも考慮したらいいのかなという感じがします。

（事務局）　建物部会の方ですけれども、ホテルの方の袖看板については掲出しないという計画になっています。

駐車場の出入りに関しての安全性ということに関しては一応部会とは別に交通政策課との協議はさせていただいております。この２件目のホテルの計画についてはホテル側とすれば駐車場は設けたくない意向があったのです。それは駐車場付置区域ということで条例で指定されていまして、必要台数が必要になってきて、近隣の駐車スペースの協議もしているのですが、それが金額的なものでうまくいかず、設置するといった計画なので、ホテルの客層とすれば車で来る方を対象としたくないというような感じの施主の意向はありま

した。

（樋口特別委員）　下に入っていくのか地上部分かということですか。駐車場ですけれども。

（事務局）　地上の方で水平に入って、タワーパーキングの１階の方に入れていくという形になります。

（事務局）　続きまして、アルミ柵の件ですけれども、現状は本当は実物を見ていただければ一番分かりやすいのですけれども、比較的鋳型の物を使っていまして、てかてかした感じではありません。比較的落ち着いたつやのない形になっておるかと認識しています。

それから、舗装の色につきましては今回は一応周辺の状況とか、あるいは通りの性質といったものから色調を決めておるということなのです。確かに金沢市の方でも歴史建造物整備課という課もできていまして、そういう史実に基づいた整備といったことも視野に入れた上で今後は整備をする必要があると認識しています。

（森部会長）　建物部会の方なので、樋口先生の方から出たことに少し補足したいと思います。袖看板ですけれども、最近はほとんど袖看板を出したいというものは出てきません。

（樋口特別委員）　そうですか。

（森部会長）　ホテルの名称等を含めて、かなりいろいろな形で協力が得られていると理解してもらっていいかと思います。

それから、駐車場ですけれども、付置義務の話が出ましたが、だいぶ金沢も街中を歩かそうと変わってきていまして、必ずしも駐車台数をいっぱい取らなくてもいい状況も生まれてきているのですね。この物件ではないのですけれども、ほかのものでも付置義務絡みで駐車台数をある台数を取らざるを得ないというのがありまして、その辺はちょっと遅れているというか、後追いになっているのです。その辺について、この建物部会ではコントロールは直接できないのですけれども、検討していく必要が時期としては来ているのかなと思います。

それから、このホテルの場合はどうしても国道側からしか出入りできないので、シャッターが上がると、真っ黒なボックスというか、トンネルが現れてくるわけなのですね。それから、シャッターが付いていないものもよく出てくるのですね。そういうときは極力、こういう所は結構無造作に露出の蛍光灯が付いたりしてきますので、できるだけダウンライト等で対処してもらうようなこととか、内側もなるべく、場所にもよるのですが、明るい雰囲気で開いているときもあまり抵抗感のないようなものと。それから、床底部についても生々しくアスファルトがつながっていくことのないようにということで、そういう指導は一応やるように努めています。

（樋口特別委員）　どうもありがとうございました。それから、舗装の色調についてはもう少し検討していただきたいと思います。

（事務局）　ただいま樋口先生がご指摘いただいた件は恐らく周辺の街並みに実際に使われている素材のマンセル値とか、そういったものもきちっと調査しながら、舗装材とか、そういった色合いも決めるべきではないかというご指摘だったかと思います。そこら辺につきましては今後用水みちすじ部会等でももう少し細かく詰めたような形で対応するということを進めてまいりたいと思います。

ただ、現状は今の観音町通りはこまちなみ保存区域で、基本的には町屋系の落ち着いた渋いこげ茶色といいますか、そういった所でありまして、全くそれと同じ色の舗装という形になりますと、結構暗いような通りのイメージになるということで、じゃみ石という同じ茶系でも明るめの明度を持った舗装材を今回は選定しているということです。

（川上委員）　今のご意見にも少し関連するのですが、道路空間とかでみちすじと言っているような所の景観的な整備でよく失敗するのが、そこだけいろいろ検討して、道路だけを検討して、いろいろ飾ったり、物を置いたりしてしまうという失敗をよく見ます。金沢の場合、非常に歴史的な環境が多いこともありますし、いろいろな検討の場を通じて慎重に検討してきているので、そんなに大きな失敗はあまりないと思うのです。

それでも、一般論ですが、時々そういう失敗が見られるのですね。公共事業ということで、マンホールのふたのようなものをいろいろデザインしたものをやりたいというのが過去にはありましたし、坂とか階段とか道路に標識を立てたり、シンボル的なものを埋め込

んだりという提案が出てきて、道路計画とかみちすじの景観というのは、景観の中ではどちらかというと背景だったり、あまり目立ってはいけない部分だと思います。だから、そういう意味ではこういう市だけではないですが、そういう事業化を含めて、十分そういうことを今後も踏まえて検討いただければということで一言コメントします。

（澁谷会長）　ありがとうございました。ほかにまだございませんか。大体ご意見も出つくしたようですので、以上、２件の専門部会報告事項については一応この会で了承するということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、異議がないようですので、進めてまいります。

今日のもう一つの柱であります高さ規制の考え方について、計画部会からの報告も兼ねまして、事務局からお願いいたします。

（３）高さ規制の考え方について～計画部会からの報告～

（事務局）　景観政策課の本光と申します。よろしくお願いいたします。それでは、計画部会の報告をさせていただきます。

まず、平成20年度９月までの部会におきまして２回計画部会が開催されております。第１回が７月８日、この中では新たな景観を誘導していくための区域指定の考え方、景観形成基準の考え方等について審議していただきました。それから、第２回目の計画部会は９月２日に開催されまして、高さ規制の考え方ということについて審議されました。

この第１回と第２回目の間に、ちょうど金沢市の景観形成基本計画の見直し素案ということで、一昨年度、昨年度から見直しを進めておりました基本計画の素案の内容につきまして市民の方から広くご意見を聞くということで、パブリックコメントを７月29日から８月27日まで約１カ月間実施しました。

こちらの内容につきましては、委員の皆さまにおかれましてはパブリックコメントを実施するという旨を別途ご案内させていただいた内容です。この結果、ご意見としましては３件寄せられまして、細かなご意見も含めますと約10件ぐらいの内容になります。それらの意見について回答していったところです。基本的にはこのパブリックコメントで頂いたご意見というのは賛同の意見が中心で、より積極的に魅力ある景観形成を進めてほしいという趣旨の内容でした。

今回はこのパブリックコメントでもご紹介したところではあるのですけれども、新たな区域指定の考え方について、以下のような区域の指定の考え方を持っております。

一つは、伝統環境保存区域という区域を旧城下町の区域、旧市街地の範囲まで広く拡大するという考えです。薄紫の所に赤い囲みがあるといった所まで範囲を拡大するということです。

また、一方で、近代的都市景観創出区域という部分です。都心軸から連なる部分でいうと北陸自動車道から金沢港につながる部分も近代的都市景観創出区域として拡大していきたいということです。

もう一つ、今回の新たな区域指定の考え方で大きな特徴としましては、この中で濃い紫色の部分ですが、伝統環境調和区域という区域が新たに加わったということです。これにつきましては名称はまだ仮称という形で、今のところはこういう名称になっております。この区域はどういった性格かといいますと、これまで近代的都市景観創出区域というふうにして位置づけられていた中でも、例えば尾張町とか東山界隈とか旧北国街道に面するような部分で、周辺の伝統環境保存区域とより調和を図っていく形で魅力ある沿道景観を創り出さなければいけないような区域です。これまでは伝統環境保存区域と近代的都市景観創出区域の二つでやってきたのですけれども、そのバッファといいますか、調和を図るような区域の考え方も必要だろうという３本柱での区域指定を行っているというのが一つ大きな特徴だと言えます。

さらに、この中で北陸自動車道と山側環状といったブルーの網線がかかっている所がありますが、こちらにつきましては金沢市だけではなくて、県内、さらにいえば県外に通じていくような所で広域幹線として非常に重要な道路であるということで、実は石川県の景観総合計画に入っております。皆さんのお手元にある県の方からお配りされました景観総合条例の中にも位置づけられていますが、景観形成重要エリアという位置づけが県の方でもなされました。これに基づきまして、景観行政団体である金沢市におきましても、こういった広域幹線でも重要な区域だろうということで、景観誘導を進めていくという考え方を持っているということが新たな考え方です。

そこら辺について要点を箇条書きにしたものがこちらになります。上の四角で書いてある三つがその景観条例に基づく指定区域の一部拡大とか、新たな視点についての話です。それから、下の二重丸の北陸自動車道と外側の環状道路沿いの景観誘導ということは今ご説明したとおりです。

それから、もう一つ大きな展開としまして、二重丸の一番下になりますけれども、一定規模以上の開発行為に対する景観誘導も進めてまいりたいということです。これは今回新しく景観法に基づく条例、それから、景観誘導を進めていく上で、金沢市としましては市全域を景観計画区域という形で位置づけております。

これは県におかれましても同様で、石川県では県全域を景観計画区域としているということとも整合を図っているということですが、その中で市全域すべての建築物とか工作物を景観誘導するというのはなかなかその事務的な作業量も含めて、行政区域が広いということもありまして難しいです。その中で一定規模以上の開発についてはやはり景観に与える影響も大きいだろうということで、こういったものに対しても景観誘導を進めていきたいというのが大きな特徴です。

現在のところ計画部会では、第１回の計画部会でもそうでしたが、こういった区域の詳細、基準について検討して作成中です。これらにつきましてはこの内容だけでも非常にボリュームがありますので、まだ今は審議途中ということで、また来週８日にも第３回目の計画部会をも予定していますが、こちらの内容につきましては次回の都市景観審議会の方でもまたご報告、審議していただきたいと思っております。

その中でも景観上特に大きな要素として、一つに高さ規制という考え方があろうかと思います。本日は、その高さ規制の考え方について、第２回目の計画部会で審議された内容について特にご報告させていただきます。

まず一つ、高さ規制というものを金沢で考えるに当たりまして、これまでの景観条例等で高さ規制等も進めてきておりますし、また、都市計画サイドでも高度地区として高さの規制を行っているというところがありますが、その当時にはなかった考え方として一つ、文化的景観、重要文化的景観という考え方が出てまいりました。そこら辺について金沢市の取り組み、区域設定の考え方について、まずご説明したいと思います。

これは昨年もこの都市景観審議会の方でご説明したのですが、再度簡単にご説明しますと、文化的景観というのは日本の中でいいますと文化財の一つであるということです。これまでは有形文化財、無形文化財、民族文化財、記念物とか、金沢市においては伝統的建造物群「ひがし」「主計町」といったくくりがありましたが、これに加わって、この黒字に白で書かれている文化的景観と重要文化的景観という概念が文化財として国の方でも新たに取り入れられたということです。

この文化的景観とは何ぞやということですが、これは地域における人々の生活、または

生業、なりわいおよび当該地域の風土によって形成された景観地で、わが国民の生活、または生業の理解のために欠くことのできないものと文化財保護法の第２条で定義されております。

制度の概念としましては生業、または生活を営んでいる中で結果として形成された景観地を保護対象とするということで、その趣旨としましては生活の場として利用しつつも保存するという動態的な観点からこういうふうな文化的景観という概念が出てきたということです。

この文化的景観というものを選定していきますとどういったことがあるかということですが、文化的景観というのは文化財として評価されるというわけです。さらにその中から特に重要なものは重要文化的景観として国から選定を受けるという流れも引き続きあります。この文化的景観というものは、先般からいろいろマスコミ等でも話題になっております世界遺産の暫定登録に向けて金沢も手を挙げておりますが、その構成要素としてもきちんと評価されるものであるということです。

金沢市として文化的景観というものにも取り組んでいくということにつきましては、世界遺産とも絡みまして、右側に書いてあります市民が町を誇りに思う気持ちを高めるということ、町自体そのものが文化財であるということの認識を深めていくということでメリットがあるということで、現在取り組みを進めています。金沢は400年以上もの間内外の戦禍にあっていないということで貴重な都市の形態を残している。今も生活を続けながらそういうあり様が見えるということです。

具体的に文化的景観区域の範囲を現在は検討しておりまして、基本的には赤の破線で囲んだ区域です。これが昔の藩政期の幕末のころに描かれた絵図の旧市街地といいますか、旧城下町の区域といった所が文化的景観の対象とする区域です。さらには金沢城周辺を中心としてグリーンで囲んである所が約100ヘクタールありますが、こういった所を重要区域として進めていこうという考え方を持っています。

こちらの方につきましては景観サイドとしましても、景観条例の指定区域との拡大、先ほどご説明しましたが、そこと整合を取っていくということです。先ほどご説明した四角で囲った中をアップで見ますとこういう区域になります。こういった所が先ほどの文化的景観の区域ときちっと整合を取った形で景観が誘導されていくという形で対応しています。そういった考えが前段にあるということです。

次に景観面から見た高さ規制の課題についてご説明します。幾つか市の中心部の中で高

さの課題について検討したモデルとなる箇所があります。この図に示しますようなⅠからⅡ、それから、Ⅲ、Ⅳ、参考といったところで切断面を作って、高さの課題というものを探ってみました。

一つは切断面のⅠからⅡということで、金沢城周辺の高さについてということです。写真は金沢城の本丸、三の丸から見た町の風景、景色になります。特に下側、三の丸からの眺めで行きますと、こういった所に尾張町界隈とか、そういった所の高い建物が見えてくるという現状があります。これを断面的に見ますと、このような形になります。四角でずっと囲ってあるのは現状の高さ規制のラインです。赤の破線で入っているのがお城の所の本丸とか二の丸とか新丸という所の標高地点という形になります。

金沢だけではなくて、城下町としての地方都市におきましては一つお城の高さというものを基軸に置きまして高さ規制を行っているという自治体が数多くあります。金沢でもしそういうふうなものを、精神的なものも含めて、お城の高さと比較して周辺の高さのありようといったものがどうなっているかを検討した結果がこういう図です。

もう一つ、卯辰山山麓寺院群付近の高さについてということで、切断面のⅢ番の方の場所になります。卯辰山山麓寺院群に西養寺というお寺がありますが、ここが標高30mでありまして、そこから見た景色になります。ちょうど赤の破線で囲ってある所が国道側に面して建っているものでありまして、下の切断面でいうとここら辺ですけれども、現況の高さ規制では31m以下という所で、やはり少し周りの建物と比べて突出して見えてくるという現況があります。

それから、浅野川沿いの高さについてということで、切断面のⅣです。梅の橋界隈の辺りですが、ここにマンション群が建っておりますけれども、ここのライン、浅野川の両サイドの背後にある住宅地とかとの高さの規制で行くと、この川沿いというのは現状で31m以下というものがありまして、このような現況になっております。ここら辺は昔の藩政期のころから芝居小屋とかいろいろありまして、昭和期におきましても映画館とかというものが立地しておるということで商業系の用途として指定されたということで、それに伴ってこういう高さが設定されて、現状はこのような形となっているという場所です。

今、ご覧いただいたのは特徴的な断面の所ですけれども、それ以外で歴史的な街並みの区域の背景としていろいろと高い建物が見えてきているという現状があるかと思います。資料４ページに幾つか事例を示しておりますが、その中から抜粋して、スクリーンの方に映し出しております。伝統環境保存区域、こまちなみ保存区域と呼ばれる所の背後に高い

建物が見えているという現状が少なからずこのように見られるということです。

今ご説明した金沢城周辺、伝統環境保存区域の背後に見えている高さについてですが、中心市街地としての高さ規制の状況は資料の６ページになります。今のような現状がどうして起こっているのかということですけれども、

一つは都心軸、近代的都市景観創出区域の高さ規制が31mであったり、45m、もしくは60mという現況にあるという中で見えてくるというわけです。特にこの中でもスクリーンで丸が三つ出きた、駅周辺、武蔵が辻周辺、香林坊周辺のこの三つの地区につきましては、景観条例におきましても拠点地区という形である程度高さの高い建物を認めてきたという経緯があります。こういったことにつきましても、今後新たな景観の在り方ということも含めて考えていかなければいけないという状況にあるということです。

もう一点、都市計画上の高さ規制の考え方を、これも非常に大きな要素ですけれども、ご説明します。現行としましては高度地区が平成17年に指定されておりますが、こちらにつきましては住居系の用途地域を中心に指定してきた経緯があります。その現状につきましては５ページの資料にその高さ規制の現況を示しています。５ページの図の中で斜線が入っている部分がありますが、こちらの方は風致地区とか地区計画に別に網がかかっておりまして、別途その高さの規制がなされている所です。それ以外の白地の所は高さ規制はかかっておりません。

現行の高度地区につきましては中環状道路の内側、外側という形である一定の高さの誘導をしていくという考え方を持っています。中環状道路の内側の中心市街地では20m、もしくは15mという所、それから、中環状道路の外側では15mまでという考え方を持ってやっております。それとは別に、また路線的な指定という形でいきますと、幅員16m以上の幹線道路沿いにつきましては20mという高さでコントロールをしています。

これにつきまして都市計画課サイドでも新たな高度地区を予定しております。それは何かといいますと、非住居系の用途地域について新たに高度地区を指定していこうという考えです。現在、金沢市におきまして非住居系の用途地域におきましてもマンション等が建てられる計画がございまして、地元でいろいろと問題になってきています。そういったものに対して地区計画、もしくはまちづくり協定の手法を用いながら高さをコントロールしていますが、それで行きますと後手にまわり、抑えるということがなかなか難しいということもあり、きちっと高度地区で早めに対応していくということが求められているのではないかということです。

今、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の所を基本的に対象として調査を進めて、一応予定としましては来年の４月ぐらいから高度地区を実際に運用していくという計画を持って考えています。

こういったことを踏まえまして、歴史都市金沢としての高さ規制の考え方ということについて計画部会の方で審議していただきました。基本的に金沢市の考え方としましては、新たな非住居系の高度地区の指定、ご説明しました都市計画課サイドの方の取り組みですが、これについては現行までの景観政策と都市計画上の高さ規制を踏襲するという形で、お話ししましたように来年４月から施行運用していく予定です。

この理由としましては、まず旧城下町区域という冒頭にお話ししました文化的景観とかで取り組んでいる区域、それから金沢城周辺の重要な区域も含めて、新たな文化的景観とか文化財としての価値がまだ市民に共有されていないのではないか、また、その地区ごとにおける市民参加によるまちづくり方針の設定と併せてやっていく、そして、合意形成が不可欠であるということから、まずはこれまでの取り組みの延長線上で高度地区を指定していきたいということです。

ただし、将来に向けた進め方についてですが、冒頭にお話ししました文化的景観、重要文化的景観といった概念、そういった新たな価値についても、市民および地域住民と意識を共有するための取り組みを積極的に実践していく。そういった取り組みを通じて合意形成を得ながら、新たな景観施策や都市施策を含めて総合的に鑑みて、望まれる高さ規制の在り方や課題解決の方向性を検討していくということです。そういった中では既存不適格の取り扱いがあります。現状として高いものが新たな高さ規制になると不適格になるといったものの建て替えを容認するか否か、そういったことも含めて検討してまいりたいということです。

まずは、高度地区として非住居系の高度地区を今までの高度地区と延長線上でやって、その後、文化的景観、重要文化的景観を含めて歴史都市金沢にふさわしいような高さの制限を引き続き検討していきたいと、そういう２段階の取り組みということです。

こういったことにつきまして、計画部会で幾つかご意見が出ました。その中での主な意見をご紹介いたします。

まず、金沢はコンパクトな市街地の中に歴史的な要素と近代的な要素が近接しているといったことで高さの違和感が生じている。この問題解決は難しいことではあるが、やはり対応すべき課題でもあるという大きな意見がありました。

そういった中で、現段階で一方的に高さ規制を厳しくして高度地区で指定するよりも、地元の合意形成を図りながら高さ規制を行っていくことが望ましいという意見がございました。また、基本的には今後旧市街地は、先ほどからお話ししている旧城下町の区域になりますが、そういった所を中心に適切な高さ制限を設定していくことが望ましい。

それから、最後になりますが、建築物の高さといったものだけでなく、建物の形態、意匠、それから、特定の視点場からの見え方、眺望景観の保全、都市計画、建ぺい率とか、容積率といった面も含めて総合的に検討して、高さの制限、規制が考えられていくべきだろうというご意見をちょうだいしました。

今後はこういったご意見を踏まえまして、今年度は高度地区というものを新たに設定していきますが、その後も引き続き歴史都市金沢にふさわしい高さ制限の在り方について検討して取り組んでいきたいということが結論として計画部会の方で出たということです。以上、ちょっと長くなりましたが、ご報告です。

（澁谷会長）　ご苦労さんでした。

それでは、皆さん方からご意見、ご質問がございましたらどうぞ。樋口先生、またお願いできますか。

（樋口特別委員）　いろいろ検討されて、高さの問題は金沢市の場合はかなり非常に分かりやすい形ですね。近代的な地区と歴史的な地区ですか、そういう形で平面的な形でゾーニングをしていたというところがあったと思うのですね。それを見えというか、景観という形で見てくるとどうだったのだろうかということをもう一度チェックしているのではないかなと思います。そういう意味で私はデータがどうなっていくのかよく分からないのですけれども、実際には市街地の一番中心部分で高さ規制をやっていくという場合、歴史的な地区にすべてをそろえるということは不可能に近い所もあるのではないかと思うのです。その中でどういうふうに調和させていくのか。それから、歴史的な地区に全部そろえるというやり方もあるけれども、this and thatというか、古い所と新しいものの組み合わせとして見ていく、現実はそういう形で動いてきていると思うのです。

今までやってきた中でどういう問題点があるのかというのを、もう一度細かく検討しながらきめ細かなコントロールをやっていくということが大事なのではないかなと思います。現実の中で具体的にどんな所でどういう景観的な問題が起こっているのかということをか

なり詳細にチェックされて、それは景観的な問題なわけですから、それに多くの人たちがいろいろ意見を言って、それで解決策を考えていくという取り組みの方がいいのではないかなという感じがいたします。

京都の場合も高さコントロールというのをやりました。もともとこういう形ではなくて、周辺部分と中心部分というか、それがはっきりしているというか、そういう中でコントロールしていきますから易しいところがある。ここ金沢はいろいろ込み入っていますよね。地形も複雑ですし、それから、低層部分という歴史的な伝統地区の中に高層部分が近接した形であるということです。そこがまた金沢の景観の特徴なのかなと思いますので、そういう特徴を踏まえながら、同時に歴史的な景観を損なわないというか、そういう中での新しい近代的な建物の高さの在り方というのを個別にきめ細かく検討していかれたら面白い案が出てくるのかな、金沢らしい案が出てくるのかなという印象は持ちます。

（澁谷会長）　ほかにございませんか。どなたからでもどうぞ。

（川上委員）　私はこの景観の計画部会と都市計画関係の高度地区の両方の検討に参加していますので、少しコメントという形で意見を述べさせていただきたいと思うのですが、景観条例で非常に広域的な高さがスタートして、今まで都市計画の面からの高度地区も指定しながら、割と非常に緻密に作業を進めてきたと高く評価できると思います。

今回の景観計画の見直しの中で高さ規制をもっと強めるという検討と都市計画での規制の両方を検討しているわけです。ただ、文化的な景観を守るようなところでの検討だけだと、金沢の場合は非常にコンパクトに、ご意見もあったように中心都市として活発に活動しているし、中心市街地の活性化というのも非常に大きなテーマなのですよね。だから、そういうことも踏まえながら十分検討していく必要があると思います。

そういう意味で最後の方に述べられたのですが、地区に応じては幹線道路沿いであっても高さ規制をもう少し低くするような方向で検討してもいい所があると思うのです。それは地区のまちづくりの中で地元合意を得ながら進めていくのが必要だと思います。これまで尾張町とか、そういう所が残ってきているのもどちらかというと都市計画道路の規制がかかっていて、それで建築活動が進んでいなくて、結果的に残ってきたという所なのです。だから、残ってきたから低い方に合わせるというのは非常に乱暴な議論です。国から県に道路管理が移るかもわかりませんが、そういう事業の中で都市計画でもいろいろな多様な

都市計画の手法もありますので、そういうものも駆使しながら、こういう地区的な単位で協議を進めながら景観も含めて考えていくということがこれからの方法論としては非常に大事ではないかなと思っています。以上です。

（山岸委員）　ただ、最近は到達景観という概念があります。アライバルスケープというものです。こういうことをやっていったら、要は、こうなるだろうということでシフトしていくのですね。実際にそこに至るスピードがいろいろ出てきたり、それから、いろいろな条件変化が出てきます。

それでも、どうしても抜いてはいけないこと、到達景観として骨組みは動かせないものについては戦っていくといいますか、そういう心のよりどころみたいなことについて一種の胎動論みたいなものが入ってくるのですけれども、結構そういうことについて市民が団結していきますと、出てくる初歩の問題についても答えが明快になってきて、条例などがしっかり歩けるということがあります。

相当複合した社会ですから、思いもよらないことがいろいろな所からいろいろな問題が発生する社会ですので、それと約束事である条例を運ぶ市民がどんなふうに付き合っていって、到達景観がきちんとした姿、形になっていけるかどうかという戦いみたいなことが相当大事だということをいろいろな所でちょっと聞いたりしているのですけれども、これもそういうことの一つであればと思います。

（澁谷会長）　ありがとうございました。森委員、ございませんか。

（森部会長）　基本的に金沢は非常にコンパクトに混んでいる所ですので、今までも高いものと低いものが非常に隣接しているということもあって、それの精度をきっちり上げていく。歴史的な造りと地方都市としての役割というものが当然あるわけで、その両面をちゃんとしっかりカバーできるようにやっていくということが望ましいと思います。

（澁谷会長）　中村さん、どうですか。何でも結構です。

（中村委員）　景観を良くするために高さについて細かく規定があるということがよく分かりまして、今後、良い文化的景観が守られていくように頑張っていけたらいいと思いま

した。

（澁谷会長）　ありがとうございました。嶋崎先生いかがですか。

（嶋崎委員）　これは金沢の景観条例をお作りになった最初の委員のお一人に本岡三郎さんという方がおられたのですけれども、そのときにも私はいろいろとご相談を受けて話しておったのです。将来、文化財とか文化的景観というようなものがきっと出てくるだろうと。そうすると、近代的都市景観創出区域というものを作っていくことが禍根を残すことになりはしないのだろうかと。市の方に当時の記録が残っているかどうか分かりませんが、そういうことが私ども関係者が集まったときにやはり議論になりました。

伝統環境保存地域から見て、チェックされる景観は、近代的都市景観創出区域が全部チェック対象になってくるわけですね。だから、そこへ高いものを建てるなという意味ではありませんけれども、先ほど建物部会の方から報告がありましたが、例えば30mの所に四十何メートルですか、十何メートルの差のあるものが建つと。ヨーロッパに行ってきれいな町だと思うものは、ある程度の高さのものが建てられても、それがほとんどきちっとそろっているのですね。突出した高さのものがない。

そういう意識の中において近代的都市景観の創出区域の中でもある程度の高さ規制みたいなことは、お話が出てきたように非常に重要な問題です。これは逆に私に言わせていただければ、遅きに失したという感じではなかろうかと思っております。金沢の町全体を考えてみた場合にもっとこういうことを早くからやるべきではなかったかなという印象を受けました。

（澁谷会長）　ありがとうございました。いかがですか。小寺さん。

（小寺委員）　いろいろ景観の件につきましてのご説明を聞きましたけれども、今後とも金沢は金沢、石川県は県でなくて、県、市が相まった一つの景観条例というような形の中から素晴らしい地域づくりが必要ではないかと思います。以上です。

（宇佐美委員）　高さ制限については文化的な景観との兼ね合いを当然考えなければいけないのですけれども、文化的景観という概念といいますか、なかなか理解が難しくて、

「はて、金沢に文化的景観が残されている地域があるのかな」と正直思っているのです。

先ほどの文化的景観のご説明の中では生業とそれにかかわる景観ということで、これは付近の城下町地域の中でも面としてはなかなかとらえにくい。何ですかね。文化的景観というと、伝統的なものとか、金沢的なものというようなイメージを持ちがちですけれども、必ずしも伝統的なものでなくてもいいのではないかというのがあります。勝手な解釈ですけれども。

ということになると、近代的、あるいは現代的な生業、商業、工業の景観でもよろしいのではないかなという気がします。そうすると、あらためて今ある部分の開発のストックというような言い方はおかしいですけれども、新たな制限を設けていくのがそのまま文化的景観の保護になるのかなという疑問といったらおかしいですが、分からないところも私自身はちょっと感じております。

（澁谷会長）　ありがとうございました。森田さん、いかがですか。

（森田委員）　やはり古いものと新しいものの調和のとれた美しい街並みづくりをするときには制限なり、条例などがとても必要だと思いますので、これからもそういう新しいまちづくりに沿った条例を考えていかなければいけないのではないかなと思っております。

（澁谷会長）　ありがとうございました。吉田さんはどうでしょう。

（吉田委員）　私は金沢に来て６カ月たちます。来て素晴らしいなと思ったのは、香林坊のビル街から一歩入った、ほんのちょっと入っただけでお城の緑がたくさんある山が見えるという都市はなかなかないのではないかなと思っております。近代的な部分と歴史的な部分の両面を持ったいい町をこのままもっと良くというのですかね。そういうふうにしていただければと思います。

（竹村委員）　恐れ入りますが、今日皆さんにパンフレットを配らせていただきました。今年の７月に景観総合条例というのが県の方でできました。これについて少し説明させていただきます。これはこれまであった景観条例と屋外広告物条例というのを一本化して総合化したもので全国で初めての取り組みになります。そこで、７月のときに併せて景観総

合計画というのを作りました。この見開きの右側に書いてあります。これに基づいて７月31日に景観法に基づく景観計画と眺望計画も県の方で作りました。

簡単にお話ししますと、県の目玉としては、ここの見開きの左下に書いてありますが、まさに市、町を越えたような広域的な景観づくりをしたいというようなところです。そのために、ここの右に書いてあります総合計画、石川県というのは南北200㎞と長いものですから、特に美しい海岸線とか、あるいは能登有料道路とか、山環状道路という幹線道路というのは広域的なものとして、景観として、このようなものにしていきたい。各市、町がばらばらに作っていくと景観としては面白くないのではないかなということでマスタープラン的な意味合い、そういう形のものであります。これは全県下を景観エリアにしまして、重要エリアという少し厳しい、もっと厳しいさらに特別エリアというメリハリを付けてあります。

そのほかには眺望景観を保全したいと思っております。白山とか七尾湾の眺望景観です。これはちょっと厳しいですね。屋外広告物についても一体的に景観と整備していこうというエコサインということがあります。あとは里山景観とか、景観地方都市で公共事業を作っていくというガイドラインがあります。あるいは景観アセスメントといいますか、高い建物とかを建てるときには事前にチェックしましょうということに取り組んでいこうというのが今回のコンセプトです。

１ページ目に拡大の検討図がありました。県の重要エリアとのかかわりで、北陸自動車道とか外環状道路が重要エリアですということになりましたが、今ほどご説明しましたように浜海岸、こういう所の延長が500m～１㎞となっていて、全部重要エリアになっています。兼六園周辺、本多の森とか、そこからずっと港まで続く都心軸、そういうものを県の中で、ここに金沢エリアとか書いてありますけれども、こういう重要エリアに設定しております。

開いていただきまして、左側に景観計画の区域と眺望計画の区域とあります。これはちょうど金沢市と加賀市が抜けておりますけれども、景観行政団体以外の所についてはそういう景観計画の具体的な規制を決めていこうとしています。金沢市については作成中なのです。県が一番最初に景観計画を作りましたけれども、追って１月には七尾ができます。その後、金沢市がつくり、具体的な効力を持っていくようなことになるということです。

もう一つは、ここに眺望計画を書いてありますけれども、これが白山を見るときに木場潟とか柴山潟とか、こういう眺望地点の視点場を決めて白山を見るという所について具体

的な高さ規制をする。今回の高さ規制の議論とちょっと関係あるかなと思っていますのが、景観法では建物の高さとかというのは指導とか勧告ができますが、駄目とは言えないのです。

今までやっているのは去年京都市で初めてやっております。今回、都道府県レベルでは初めてなのですけれども、今の総合条例に基づいて例えば白山の景観を見るときに、高すぎる山並みをカットするようなものについては駄目と変更命令が出せるというようなことをやっております。従って、今日のお話でいうと、多分街中でいうと景観法のツールだけでは非常に難しくて、都市計画法上の例えば高度地区とかいろいろなツールで厳しい規制がないとなかなか街中は担保できないだろうなと。

ただ、そのときには守るべき視点場と眺望対象を結構地区レベルできめ細かく設定していかないとなかなか難しいのかなと感じました。また、具体的な色についてはマンセル値で色彩基準を決めていただくということも考えています。これは審議していただく機関にご指導いただけるようなことを考えています。これをご覧いただければよろしいかと思います。

（小作委員）　私も伝統的な建物が多い金沢の中で高さ規制というのは非常に難しい問題だと思っております。その中で建造物としては金沢市の中心街ばかりではなくて、少し郊外においても寺院群があったり、いろいろありますので、その中で近代的建物と活性化地域とのせめぎ合いというのは非常に難しいのではないかという思いでおります。

ただ、このことを議論、審議していく中で金沢らしいまちづくりができたらなというような思いでおります。今日のお話は非常に私どもは参考になりましたので、この高さ規制に関してはもう少し皆さん方のアイデアを頂きながら私ももう少し勉強していきたいと思っております。

（澁谷会長）　それでは、一応事務局からの説明についてのご意見、ご質問を頂いたということで、ご意見もある程度出つくしたようですので、ただいまの報告については問題提起的なこともありますが、当委員会で了承するということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ご異議ないようですのでそういうふうにさせていただきます。

最後になりましたが、せっかくの機会ですので、何かご提言、ご発言のある方はどなた

でもご遠慮なくおっしゃってください。

　それでは、時間もほぼいいところに来ておりますので、本日の審議会はこのあたりで終わりとしたいと思います。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

５．閉会

（野口課長）　澁谷会長さん、どうもありがとうございました。委員の皆さま方には長時間のご審議、また、貴重なご意見を賜りまして本当にありがとうございました。本市としましても今日頂きました意見を基に、さらなる景観の向上に向けて努力してまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

　本日は、これにて都市景観審議会を終了させていただきます。ありとがとうございました。